

川崎市防犯灯設置補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、街を明るくして、夜間における犯罪の発生を防止し、公衆の通行安全を図るために町内会等が設置する防犯灯の設置経費に対する補助金交付に関して、必要な事項を定めるものとする。

2 防犯灯の設置経費に対する補助金については、川崎市補助金等の交付に関する規則（平成13年川崎市規則第7号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 防犯灯 夜間における犯罪の発生を防止し、公衆の通行安全を図るために、町内会等が設置するもので、原則として、高さが地上から4.5メートル以上（歩道においては3.5メートル以上）で、かつ、電力供給会社等と「公衆街路灯A」契約を締結し、主に道路等を終夜照らす電灯をいう。なお、共同住宅の敷地内を主に照らすことを目的とした照明灯、アーチ、ネオンサイン等の装飾を加味した照明灯及び駐車場又は駐輪場等の施設の照明灯などは除く。ただし、市長が必要であると認める照明灯にあつてはこの限りでない。
- (2) 補助事業 補助金の交付の対象となる防犯灯の新規設置又は更新をいう。
- (3) 町内会等 町、丁目の全部又は一部を単位とする一定区域内に住所を有する者の地縁に基づいて形成された町内会、自治会及びその他の防犯灯維持管理団体をいう。
- (4) 道路等 道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路及び一般の交通の用に供する通路をいう。
- (5) LED防犯灯 光源にLEDを使用した防犯灯をいう。
- (6) 専用柱 防犯灯の設置を目的に設置する柱をいう。
- (7) 電気供給約款 電気事業法（昭和39年法律第170号）第19条の規定により一般電気事業者が定める供給約款をいう。

(設置基準等)

第3条 防犯灯の設置は、次の各号に定める基準によるものとする。ただし、市長が特に必要であると認める場合にあつてはこの限りでない。

- (1) 当該年度に設置する防犯灯であること。
- (2) 夜間に犯罪が発生するおそれのある道路等で、防犯上必要と認められる場所への設置であること。
- (3) 原則として、東京電力又は東日本電信電話の各株式会社等の所有する柱への共架とすること。ただし、付近に取り付ける柱がない場合は、交通等の妨げにならない場所に、専用柱を設置して取り付けることができる。
- (4) 付近に防犯灯又はその他の照明設備がある場合には、公益社団法人日本防犯設備協会技術標準「防犯灯の照度基準」に対して、電気供給約款で定める契約容量が40ボルトアンペア以下の防犯灯を設置した場合にクラスB+を確保することを目安とすること。

(対象経費)

第4条 対象経費は、次に定めるものに限る。ただし、専用柱のみの新規設置又は更新については、対象としないものとする。

- (1) 町内会等が設置するLED防犯灯又は専用柱の新規設置に要する経費
- (2) 町内会等が設置している防犯灯のLED防犯灯への更新又は専用柱の更新に要する経費

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、予算の範囲内において、新規設置又は更新に必要な額の3分の2以内とする。ただし、1灯につき40,000円（専用柱を設置する場合は60,000円）を限度とする。

2 前項の規定により算出した額に、100円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(申請の手續等)

第6条 町内会等は、この補助金の交付を申請しようとするときは、防犯灯設置補助金交付申請書(第1号様式)に、次の各号に掲げる関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 防犯灯設置事業収支予算書
- (2) 防犯灯設置(更新)に係る工事見積書の写し
- (3) 防犯灯設置場所一覧表及び防犯灯設置場所略図
- (4) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第7条 市長は、前条の規定により補助金の交付申請があったときは、当該申請の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その内容を調査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、防犯灯設置補助金交付決定通知書(第2号様式)により、その旨を補助金の交付を申請した町内会等(以下「申請者」という。)に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて補助金の交付を決定することができる。
- 3 市長は、第1項の規定による審査の結果、補助金を交付することが不相当と認めたときは、防犯灯設置補助金審査結果通知書(第3号様式)により、申請者に通知するものとする。

(市内中小企業者への優先発注)

第8条 補助事業者等は、補助金等の交付決定額が1,000,000円を超え、かつ補助事業等に係る工事の発注、物品及び役務の調達等を行う場合において、次のいずれかに該当するときは、市内中小企業者(川崎市補助金等の交付に関する規則(平成13年3月21日規則第7号)第5条第2項にいう中小企業者。以下同じ。)により入札を行い、又は2者以上の市内中小企業者から見積書の徴収を行わなければならない。ただし、市長が契約の性質上これらの方法により難しいと認める場合又はその必要がないと認める場合は、この限りでない。

- (1) 1件の金額が1,000,000円を超えるとき。
- (2) その他市長が必要と認めるとき。

(申請の取下げ)

第9条 申請者は、前条第1項の規定による通知を受けた場合において、当該通知に係る補助金の交付内容又はこれに付された条件に不服があるときは、市長が別に定める期日までに申請の取下げをすることができる。

- 2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかつたものとみなす。

(実績報告)

第10条 申請者は、補助事業が完了したときは、防犯灯設置補助事業実績報告書(第4号様式)に、次の各号に掲げる関係書類を添えて、遅滞なく市長に報告しなければならない。

- (1) 防犯灯設置事業収支精算書
- (2) 防犯灯の設置(更新)に要した工事費支払領収書の写し
- (3) 発注実績報告書(第6号様式)
- (4) 入札(見積り)が行えないことに係る理由書(第7号様式)
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 前項第3号に定める発注実績報告書については、対象経費のうち、1件の金額が1,000,000円を超える支出となる案件について記載するものとし、第8条の規定により市内中小企業者による入札、又は2者以上の市内中小企業者から見積書を徴収した場合は、結果の分かる書類の写しを添付するものとする。

3 補助事業者等は、市内中小企業者から見積書を徴収する場合は、市内中小企業者であることの誓約書(第8号様式)を提出させるものとする。ただし、川崎市の競争入札参加資格者有資格者名簿に登載され地域区分が市内かつ企業規模が中小として搭載されている者、又は当該補助事業者に対して直近の4月1日以降に記載内容(住所、商号又は名称、代表者職氏名、資本金の額、職員総数)に変更がない誓約書を提出した者を除く。

4 本条第1項第4号に定める入札(見積り)が行えないことに係る理由書については、第8条ただし書の規定により、市内中小企業者による入札又は2者以上の市内中小企業者から見積を

徴収し難い事由がある場合に提出するものとする。

(補助金額の確定等)

第11条 市長は、前条の規定による報告を受けた場合は、当該実績報告書及び添付書類等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しているかどうかを審査し、適合していると認めるときは、補助金の額を確定し、防犯灯設置補助金額確定通知書(第5号様式)により、申請者に通知するものとする。

(是正のための措置)

第12条 市長は、前条の規定による審査をした結果、補助金交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、これに適合させるための措置をとるべきことを申請者に命ずることができる。

(善管注意義務)

第13条 申請者は、補助事業により取得し、又は効用が増加した財産(以下「取得財産等」という。)については、補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間は、善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的運用を図らなければならない。

2 申請者は、取得財産等について、その台帳を設け、その保管状況を明らかにしておかなければならない。

3 申請者は、第1項の期間内において、取得財産等を他の用途に使用し、他の者に貸し付け、若しくは譲り渡し、他の物件と交換し又は債務の担保に供しようとするとき(以下「取得財産等の処分」という。)は、市長の承認を受けなければならない。

4 申請者は、防犯灯の設置(更新)に要した経費の収支を明らかにした帳簿及び証拠書類を、当該補助事業の完了の日の属する市の会計年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(暴力団の排除)

第14条 次の各号に掲げる団体は、補助金交付の対象としない。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団であるとき。

(2) 交付申請者の所属する団体の代表者(団体の決定権を有する役員等を含む。)が法第2条第6号に規定する暴力団員であるとき。

(交付決定の取消し)

第15条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金を他の用途に使用したとき。

(3) 補助事業を中止又は変更したとき。

(4) 補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件その他法令等に基づき市長が行った指示又は命令に違反したとき。

(5) 第12条第3項の場合において、取得財産等の処分により申請者に利益があるとき。

(6) 前条第1号又は第2号に該当したとき。

(7) 第8条又は第10条の規定に違反したとき。

(補助金の返還)

第16条 市長は、補助金の交付決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、返還を命ずるものとする。

2 市長は、申請者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、確定額を超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

(報告等)

第17条 市長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、申請者に対し、補助事業に関する報告を求めることができる。

附 則

この要綱は、昭和37年11月16日から施行する。

附 則

この改正要綱は、交付の日から施行し、昭和46年4月1日から適用する。

附 則

この改正要綱は、交付の日から施行し、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年6月29日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(第1号様式)

年 月 日

(あて先) 川崎市長

所在地
団体名
代表者氏名

防犯灯設置補助金交付申請書

防犯灯設置補助金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

- 1 補助事業の目的及び内容
夜間における犯罪の発生を防止し、公衆の通行安全を図るため防犯灯を設置する。

- 2 補助事業の経費（設置工事費） 円

- 3 交付申請額及び算定方法 円
灯（うち、専用柱 灯）

- 4 補助事業の着手（予定）年月日 年 月 日

- 5 補助事業の完了（予定）年月日 年 月 日

- 6 添付書類
 - (1) 防犯灯設置収支予算書
 - (2) 防犯灯設置（更新）に係る工事見積書（写し）
 - (3) 防犯灯設置場所一覧表及び防犯灯設置場所略図

(第2号様式)

川崎市指令 第 号

所在地
団体名
代表者氏名

防犯灯設置補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった防犯灯設置補助金については、川崎市防犯灯設置補助金交付要綱第7条に基づき、次のとおり交付の決定をしたので通知します。

年 月 日

川崎市長名

1 交付決定額
内訳

円

2 交付条件

- (1) この補助金は補助目的に沿い適正に使用してください。
- (2) 補助事業が完了したときは、速やかに防犯灯設置補助事業実績報告書を提出すること。これにより、補助金の額を確定し、既にその額を超える補助金が交付されているときは、確定額を超える部分の補助金を返還していただきます。
- (3) 偽りその他不正な手段で補助金の交付を受けたときは、補助金の交付決定を取り消し、補助事業の当該取消し部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じます。
- (4) この通知の補助金の交付内容又はこれに付された条件に不服があるときは、通知日から起算して14日以内に申請の取り下げをすることができます。

(第3号様式)

川崎市指令 第 号

所在地

団体名

代表者氏名

防犯灯設置補助金審査結果通知書

年 月 日付けで申請のあった防犯灯設置補助金については、川崎市防犯灯設置補助金交付要綱第7条に基づき審査した結果、補助金を交付しないと決定をしたので通知します。

年 月 日

川崎市長名

審査結果

(第4号様式)

年 月 日

(あて先) 川崎市長

所在地
団体名
代表者氏名

防犯灯設置補助事業実績報告書

年 月 日付け川崎市指令 第 号で交付決定のあった防犯灯設置補助事業が完了したので、次のとおり報告します。

1 交付決定額及びその精算額	交付決定額	円
	精算額	円
	差引	円

2 防犯灯設置数 灯

3 補助事業完了年月日 年 月 日

4 添付書類

(1) 防犯灯設置収支精算書

(2) 防犯灯の設置(更新)に要した工事費支払領収書(写し)

(第5号様式)

川 第 号

所 在 地

団 体 名

代表者氏名

防犯灯設置補助金額確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった防犯灯設置補助事業に対する補助金について、次のとおり確定したので川崎市防犯灯設置補助金交付要綱第11条に基づき通知します。

年 月 日

川崎市長名

交付確定額

円

発注実績報告書

川崎市長 様

所在地 〒 _____

 企業・団体名 _____
 代表者 職名 _____
 氏名 _____

年 月 日第 号で交付決定された事業について、川崎市防犯灯設置補助金交付要綱第10条第1項に基づき、次のとおり報告します。

1 事業名 _____

2 発注実績（別添とすることも可）

※対象経費のうち、100万円を超える工事、委託、物品購入に係る契約のみを記載してください。（単位：円）

	契約日	契約種別 (工事、委託、物品)	契約名称	業者名	市内中小 の別	契約金額
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
					合計	

3 添付書類

(1) 上記、契約結果の分かる書類の写し

(2) 市内中小企業者による入札又は2者以上の市内中小企業者から見積りを徴取し難い事由がある場合は、入札（見積り）に係る理由書

(注)市内中小企業者の定義

中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号のいずれかに該当し、**市内に主たる事務所又は事業所を有する者**（原則として川崎市内に登記簿上の本店がある企業）

※ただし、個人事業主については住所が川崎市内にある者

入札（見積り）が行えないことに係る理由書

- 1. 100万円を超える工事請負・物品の購入・業務委託の契約について、市内中小企業者による入札又は2者以上の市内中小企業者からの見積書の徴収が行えない契約

- 2. 発注先

- 3. 提出する見積書の種類及び数量

市内中小企業者による見積書	通
市内中小企業者以外による見積書	通

（※辞退届を含む。）

- 4. 市内中小企業者による入札又は2者以上の市内中小企業者からの見積書の徴収が行えない理由

	(1) 市内中小企業者で取扱いがない
	(2) 2者以上の市内中小企業者で取扱いがない
	(3) 特殊な技術や経験・知識を特に必要とするもので、市内中小企業者では目的が達成できない
	(4) 継続的に行っている既存設備のメンテナンスや工事の施工における保証等で、特定業者でなければアフターサービス等に支障がある
	(5) 工事を発注する場合で、発注する仕様に定める施工中や施工後の保証内容等を含め、市内中小企業者では対応できないもの
	(6) 上記以外の事由（事由内容を下記に記載）

※複数の理由に当てはまる場合は、(1)から(6)の順に最初に当てはまる1つの理由を選択してください。

(6) の理由を選択した場合、その事由内容

川崎市防犯灯設置補助金交付要綱第8条に定める市内中小企業者による入札又は2者以上の市内中小企業者からの見積書の徴収により難い理由について、十分な調査を行った結果、上記理由に該当すると判断いたしました。上記理由に該当しないことが明らかになった場合、交付された助成金の全部または一部を返還いたします。

(注)市内中小企業者の定義

中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号のいずれかに該当し、**市内に主たる事務所又は事業所を有する者**（原則として川崎市内に登記簿上の本店がある企業）

※ただし、個人事業主については住所が川崎市内にある者

企業・団体名 _____

代表者 職名 _____

氏名 _____

誓 約 書

私は、次の案件の入札に参加または見積書の提出を行うにあたり、当社が川崎市内に主たる事務所又は事業所を有する中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号のいずれかに該当する中小企業者であることを誓約します。

案件名

※本誓約書に虚偽の記載があった場合には、上記案件に係る入札・見積り等の契約手続から除外または契約を解除する場合があります。

【参考】

○中小企業基本法（昭和38年法律第154号）

（中小企業者の範囲及び用語の定義）

第二条 この法律に基づいて講ずる国の施策の対象とする中小企業者は、おおむね次の各号に掲げるものとし、その範囲は、これらの施策が次条の基本理念の実現を図るため効率的に実施されるように施策ごとに定めるものとする。

- 一 資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であつて、製造業、建設業、運輸業その他の業種（次号から第四号までに掲げる業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
- 二 資本金の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、卸売業に属する事業を主たる事業として営むもの
- 三 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、サービス業に属する事業を主たる事業として営むもの
- 四 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であつて、小売業に属する事業を主たる事業として営むもの

○川崎市内企業の定義

川崎市内に主たる事務所又は事業所を有する企業（原則として川崎市内に登記簿上の本店がある企業、個人事業主については住所が川崎市内にあるもの）をいう。

年 月 日

（あて先）

補助事業者名

補助事業者の代表者名

住 所

商号又は名称

（ふりがな）

代表者職氏名

資本金の額 円

職員総数 人

（※代表者・役員を含む常時雇用されている人数を記入してください。）